

ミバ工類等侵入警戒調査事業を開始

—— コドリリングの調査も ——

チチュウカイミバ工及びコドリリングは我が国未発生^{***}の害虫であり、ウリミバ工及びミカンコミバ工は我が国の南西諸島等の一部に発生していますが、いずれも果樹、果菜類の重要害虫です。このため、これらの害虫の発生地域からは寄主植物の輸入又は移動が禁止されていますが、近年、貿易量の増大、旅行者の増加に伴い、これらの害虫が侵入する機会が非常に多くなっています。したがって、これらの重要害虫については、万一の侵入に備えて早期発見体制を整備し、侵入警戒調査を常時行うことが必要です。

我が国におけるミバ工類の侵入警戒調査は、当初は南西諸島の南部地域に発生の限られていたウリミバ工及びミカンコミバ工を対象に、発生地域に隣接する地域で実施されていました。

両ミバ工は昭和40年代の後半、相次いで北上し、種子島にまで発生が及んだため、52年度から「ミバ工類侵入警戒調査事業」としてミカンコミバ工及びウリミバ工を対象に九州南部で、54年度からは九州の全県で侵入警戒調査が行われてきました。

その後、チチュウカイミバ工について、56年度から「チチュウカイミバ工侵入警戒調査特別対策事業」として全国の都道府県において調査が行われてきました。

今年度から、この二つの事業を一本化し、更にコドリリングを対象害虫に加え、調査体制を再編・整備し、「ミバ工類等侵入警戒調査事業」として実施することとなったので、その概要を紹介します。

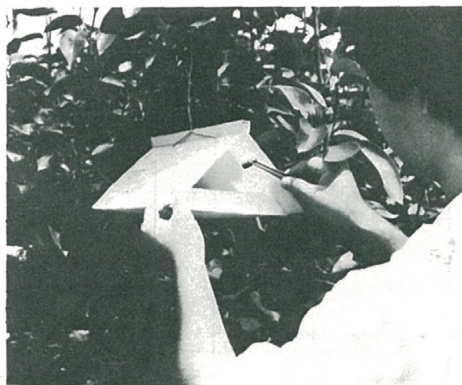
侵入警戒調査は、簡便で効率的な方法が求められることから、誘引剤を用いて対象害虫を捕獲する方法が一般に採用されています。本事業では、誘引剤による調査が可能な前記4種の害虫について、全国の主要な果樹、果菜類生産地帯を都道府県が、主要海空港を植物防疫所がそれぞれ担当して調査を実施します。

調査地点及び調査時期は、調査対象害虫個々の生態等を考慮して設定し、それぞれに有効な誘殺トラップを使用して行います。

本事業の58年度事業費（都道府県への補助額）は、総額8,234千円（補助率10/10）です。

調査対象害虫と誘殺剤

調査対象害虫	誘殺剤	調査対象外で誘引される在来 ^{***} のミバ工（記録されているもの）
チチュウカイミバ工	BRP・トリメドリア油剤	
ミカンコミバ工	BRP・メチルオイゲノール油剤 ダイアジノン ・メチルオイゲノール油剤	サタミバ工（仮称） オガサワラミバ工
ミカンコミバ工 ウリミバ工 *クインスランドミバ工	BRP・キュールア・メチル オイゲノール油剤 ダイアジノン・キュールア ・メチルオイゲノール油剤	サタミバ工（仮称） オガサワラミバ工 *ミスジミバ工 *イシガキミバ工
コドリリング	フェロモン（粘着式）	



*印は、キュールアに誘引される。 フェロモンを利用したコドリリング用トラップ

コドリノガの侵入警戒調査 (新規)

調査実施地域：

①リンゴ、ナシ、モモ等コドリノガが寄生する果樹類の主要生産県12道県の果樹主産地（1県当たり6カ所）。

②上記12道県内の植物防疫所が所在する海空港及びその他の地域の主要海空港（計21所）。

調査に使用する器具等：コドリノガの雄成虫を誘引するフェロモンと粘着剤を併用した組立式のトラップを用います。

①トラップ本体は、プラスチック製の薄板を三角屋根の形に組み合わせた広口の容器です。

②粘着剤は、予め塗布してある粘着紙をトラップ内にセット（直接塗布するものもある。）して誘引された昆虫を捕獲します。

③誘引剤は、フェロモンをゴム製のカプセルに吸着させたものを使用します。

ミバエ類の侵入警戒調査

ミバエ類の調査体制は、次のとおり再編・整備されています。

一チチュウカイミバエー

調査実施地域：

①前年同様に47都道府県内で、本虫の寄主となる果樹、果菜類の主要産地（1県当たり11カ所）。

②植物防疫所が所在する主要海空港（80所）。

調査に使用する器具等：チチュウカイミバエの雄成虫を誘引するトリメドルアに殺虫剤を加え

綿棒に吸収させた誘殺剤を用い、スタイナー型トラップを使用します。

一ウリミバエ、ミカンコミバエー

調査実施地域：

①従来実施していた九州の7県に、関東以西の15府県を加えた22府県内の本虫の寄主となる果樹、果菜類の主要生産地（1県当たり11カ所）。

②上記の22府県及びその隣接県内の植物防疫所が所在する主要海空港（70カ所）。

調査に使用する器具等：ウリミバエの雄成虫を誘引するキュールアと、ミカンコミバエの雄成虫を誘引するメチルオイゲノールの混合液に殺虫剤を加え、綿棒に吸収させた誘殺剤を用い、スタイナー型トラップを使用します。

調査実施に当たっての注意事項

①調査に使用する誘殺剤等は、各々定められた有効期間内に更新します。

特にコドリノガに用いる粘着式トラップではホコリ等による粘着力の低下に注意します。

②誘殺剤等を交換したときは、古い誘殺剤は持ち帰って埋没・焼却処分します。

③トラップの設置では、トラップ等に調査機関（病害虫防除所名等）の連絡先を表示します。

④調査を実施するうえで不明な点があれば、最寄りの植物防疫所（本誌第10号参照）へお尋ね下さい。

※※ミカンコミバエ及びウリミバエの発生地域については、撲滅を目標に防除対策が講じられています。

昭和58年度ミバエ類等侵入警戒トラップ設置計画

	ミカンコミバエ、ウリミバエ、注(ワシランドミバエ)			チチュウカイミバエ			コドリノガ		
	調査実施地域	調査箇所数	調査時期	調査実施地域	調査箇所数	調査時期	調査実施地域	調査箇所数	調査時期
果樹・果菜類主産地(都道府県)	千葉、神奈川、静岡、愛知 三重、和歌山、大阪、兵庫 岡山、広島、山口 四国全県、九州全県 計22府県	1県当たり 11カ所	4月～11月	47 都道府県	1県当たり 11カ所	4月～11月	北海道、青森、岩手、宮城 秋田、山形、福島、茨城 群馬、山梨、長野、鳥取 計12道県	1県当たり 6カ所	4月～11月
	都道府県計	242		都道府県計	517		都道府県計	72	
	横浜植物防疫所管内 名古屋 〃 神戸 〃 門司 〃 那覇植物防疫事務所 〃 防疫所計	12所 11 26 18 3 70	4月～11月 〃 周 年 〃 〃 〃	横浜植物防疫所管内 名古屋 〃 神戸 〃 門司 〃 那覇植物防疫事務所 〃 防疫所計	17所 14 26 18 5 80	4月～11月 〃 周 年 〃 〃 〃	横浜植物防疫所管内 名古屋 〃 神戸 〃 門司 〃 那覇植物防疫事務所 〃 防疫所計	12所 3 3 3 — 21	4月～11月 〃 〃 〃 — 〃

注) ウリミバエと同一薬剤で調査できることから調査対象として扱う。